

第3次岐阜県廃棄物処理計画 減量化の目標設定について②

～その他の項目に関する目標の検討・国基本方針～

- 国基本方針において示された「参考となる目標数値」のうち、更なる廃棄物の減量化を促進するため、第3次計画から新たに目標としての設定を検討する項目

No.	廃棄物処理法に基づく基本方針における目標項目	参考となる数値目標	目標設定の有無	第3次計画の目標数値等
1	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	2025年度に約440g/人/日 (循環基本計画)	設定する	現状：626g/人/日(2018年度) 目標(案1)：440g/人/日 目標(案2)：629g/人/日 ※案2は、資料3-1との整合性を図り、家庭系と事業系の割合を5：2として試算
2	一般廃棄物の最終処分場の残余年数	2022年度に2017年度の水準(20年分)を維持 (廃棄物処理施設整備計画)	設定しない	現状：約27年(2018年度末) 【設定しない理由】 ・最終処分量の減量化に取り組む延命を図るため。 ・なお、現時点で一般廃棄物最終処分場の新規設置計画はない。
3	焼却された一般廃棄物量のうち発電設備を有する焼却施設で処理される一般廃棄物の割合	廃棄物エネルギーを地域を含めた外部供給している施設の割合を2022年度に46% (廃棄物処理施設整備計画)	数値目標としては設定しない	新規設置を計画する施設について、循環型社会形成推進交付金等を活用し、エネルギー回収型廃棄物処理施設とする。
4	産業廃棄物の最終処分場の残余年数	引き続き現行基本方針に基づき要最終処分量の10年分程度を確保	設定しない	現状：約8年(2018年度末) 【設定しない理由】 ・最終処分量の減量化に取り組むこと。また、最終処分は県内に限らないため。
5	家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数	引き続き現行基本方針に基づき200市町村以上における実施を推進	設定する	食品廃棄物及びプラスチックごみの割合調査の実施市町村について、5市町村(5圏域で1市町村ずつ)を目指す
6	特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第96号)に基づく特定家庭用機器一般廃棄物のうち、小売業者が同法に基づく引取義務を負わないものの回収体制を構築している市町村の割合	引き続き現行基本方針に基づき100%の構築を推進	設定しない	【設定しない理由】 ・県内全市町村が回収体制を構築済みであり、国が示す目標を達成しているため。
7	使用済小型電子機器等の再生のための回収を実施する市町村数の割合	引き続き現行基本方針に基づき80%以上の構築を推進	設定しない	【設定しない理由】 ・80%以上構築済みであり、国が示す目標を達成しているため。